

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）並びに尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年尼崎市条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例における用語の意義による。

(個人情報を利用する業務に関する届出)

第3条 条例第4条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報を利用する業務の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録の対象者、内容及び形態
- (4) 個人情報を利用する業務の開始の予定年月日
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 条例第4条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による報告（当該届出に係るものを除く。）は実施機関がこれらの規定に規定する業務を開始する前に、当該報告（当該届出に係るものに限る。）は当該届出あった後速やかに、文書により行うものとする。

3 条例第4条第3項の規則で定めるものは、第1項各号に掲げる事項とする。

4 条例第4条第3項において準用する同条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報を利用する業務の名称
- (2) 条例第4条第3項に規定する事項の変更の内容
- (3) 個人情報を利用する業務の変更の予定年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

5 条例第4条第3項において準用する同条第1項の規定による届出及び同条第3項において準用する同条第2項の規定による報告（当該届出に係るものを除く。）は、同条第3項に規定する事項を変更しようとするときは当該事項を変更する前に、同項に規定する業務を廃止したときはその後速やかに、当該報告（当該届出に係るものに限る。）は当該届出あった後速やかに、文書により行うものとする。

(個人情報ファイルの保有に関する届出)

第4条 条例第5条第1項の規則で定めるものは、法第74条第2項各号に掲げる個人情報ファイルとす

る。

2 条例第5条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第74条第1項各号に掲げる事項
- (2) その他市長が別に定める事項

3 条例第5条第1項の規定による届出及び同条第2項において準用する条例第4条第2項の規定による報告（当該届出に係るものを除く。）は実施機関が個人情報ファイル（第1項に規定する個人情報ファイルを除く。以下この条において同じ。）を保有する前に、同条第2項において準用する条例第4条第2項の規定による報告（当該届出に係るものに限る。）は当該届出あった後速やかに、文書により行うものとする。

4 条例第5条第3項の規則で定めるものは、第2項各号に掲げる事項とする。

5 条例第5条第3項の規則で定めるときは、同条第1項の規定による届出又は同条第2項において準用する条例第4条第2項の規定による報告（当該届出に係るものを除く。）を行った個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったときとする。

6 条例第5条第3項において準用する同条第1項及び同条第3項において準用する同条第2項において準用する条例第4条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 条例第5条第3項に規定する事項の変更の内容
- (3) 個人情報ファイルの保有に係る事項の変更の予定年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

7 条例第5条第3項において準用する同条第1項の規定による届出及び同条第3項において準用する同条第2項において準用する条例第4条第2項による報告（当該届出に係るものを除く。）は、条例第5条第3項に規定する事項を変更しようとするときは当該事項を変更する前に、同項に規定する個人情報ファイルの保有をやめたときはその後速やかに、第5項に規定する場合に該当するときはその該当することとなった後速やかに、当該報告（当該届出に係るものに限る。）は当該届出あった後速やかに、文書により行うものとする。

（開示請求に係る任意代理人の資格の調査）

第5条 実施機関は、法第76条第2項の規定により本人の委任による代理人が開示請求を行う場合において、必要があると認めるときは、当該委任に係る委任状その他その資格を証する書類が真正なものであるかどうかについて調査することができる。

（文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法）

第6条 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法として実施機関としての市長が定める方法のうち、保有個人情報が記録されている文書又は図画に係る閲覧の方法は、次の各号に掲げる当該文書又は図画の種別の区分に応じ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号までのいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。） 当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第

1号に定めるものに相当するもので当該文書又は図画に係るもの)

- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの(これにより難しい場合
にあつては、次項第2号に定めるものに相当するもので当該マイクロフィルムに係るもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのものに限
る。以下同じ。)に印画したもの
- (4) スライド 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法として実施機関としての市長が
定める方法のうち、保有個人情報が記録されている文書又は図画に係る写しの交付の方法は、次の各
号に掲げる当該文書又は図画の種別の区分に応じ当該各号に定めるものを交付することとする。

- (1) 文書又は図画(次号から第4号までのいずれかに該当するものを除く。以下この号において同
じ。) 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下
の大きさの用紙に複写したもの(これにより難しい場合にあつては、当該文書又は図画を複写機によ
りA3判を超える大きさの用紙に複写したもの)
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをA3判又は日本産業規格B列4番の用紙に印刷し
たもので当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものと同等の内容を識別することがで
きるもの(単色刷りのものに限る。)
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
- (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

(電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法)

第7条 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法として実施機関としての市長
が定める方法は、次の各号に掲げる保有個人情報が記録されている電磁的記録の種別の区分に応じ、
当該各号に定める方法(印刷機、専用機器その他の処理装置(以下「印刷機等」という。)又はプロ
グラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたもの
をいう。以下同じ。))を用いる必要があるものにあつては、市長が認める印刷機等又はプログラムを
用いるものに限る。)とする。

- (1) 電磁的記録(次号に該当するものを除く。以下この号において同じ。) 次に掲げる方法
 - ア 当該電磁的記録を日本産業規格A列4番(以下「A4判」という。)以下の大きさの用紙に出力
したもの(これにより難しい場合にあつては、当該電磁的記録をA4判を超える大きさの用紙に出
力したもの)で当該電磁的記録を専用機器により表示したものと同等の内容を識別することがで
きるものの閲覧又は交付
 - イ 当該電磁的記録を専用機器により表示したものの閲覧
 - ウ 当該電磁的記録の写しが記録されたCD-R(日本産業規格X0606に適合する幅120ミリメー
トルの光ディスクの再生装置で再生することができるものをいう。以下同じ。)又はDVD-R
(日本産業規格X6241に適合する幅120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生すること
ができるものをいう。以下同じ。)の交付

エ 実施機関が当該電磁的記録の量及び性質並びに電子計算機等による処理能力を勘案した上で特に認める場合にあつては、当該電磁的記録の写しが記録された記録媒体（実施機関が認めるものに限る。）の交付

(2) 録音テープ若しくは録音ディスク又はビデオテープ若しくはビデオディスクに記録された電磁的記録その他の音声又は映像が記録された電磁的記録

ア 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの聴取又は視聴

イ 当該電磁的記録の写しが記録されたCD-R又はDVD-Rの交付

ウ 実施機関が当該電磁的記録の量及び性質並びに電子計算機等による処理能力を勘案した上で特に認める場合にあつては、当該電磁的記録の写しが記録された記録媒体（市長が認めるものに限る。）の交付

（文書の写し等の作成及び送付に要する費用）

第8条 条例第7条第2項の規定により負担しなければならない文書の写し等の作成に要する費用（以下「作成費用」という。）の額は、別表の左欄に掲げる保有個人情報記録されている公文書（地方公共団体等行政文書で実施機関が保有しているものをいう。以下同じ。）の種別の区分及び同表の中欄に掲げる文書の写し等の交付の方法の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

2 条例第7条第2項の規定により負担しなければならない文書の写し等の送付に要する費用（以下「送付費用」という。）の額は、文書の写し等の送付に要する郵便料金に相当する額とする。

3 政令第28条第4項の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

4 作成費用及び送付費用は、実施機関が文書の写し等を交付し、又は送付するときまでに納付しなければならない。

（訂正請求等に係る任意代理人の資格の調査）

第9条 第5条の規定は、法第90条第2項の規定により本人の委任による代理人が訂正請求を行う場合及び法第98条第2項の規定により本人の委任による代理人が利用停止請求を行う場合について準用する。

（特別の配慮の申出）

第10条 処分等について審査請求があつた場合（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第24条の規定により当該審査請求が却下される場合を除く。）において、当該処分等に係る保有個人情報に含まれている情報とその取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、当該処分等に係る実施機関は、法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第41条第1項又は第2項の規定により審理手続が終結されるまでの間、その旨を市長に申し出ることができる。

（施行の細目）

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表

保有個人情報記録されている公文書の種別	文書の写し等の交付の方法	金額
1 文書又は図画（次項から第4項までのいずれかに該当するものを除く。）	(1) 複写機により用紙(A3判以下の大きさのものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき10円(多色刷りでA4判以下の大きさのものにあつては50円、多色刷りでA4判を超える大きさのものにあつては80円)
	(2) 複写機により用紙に複写したものの交付(前号に該当するものを除く。)	実施機関が実費を勘案して相当と認める額
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したものの交付	1枚につき10円
3 写真フィルム	印画紙に印画したものの交付	実施機関が実費を勘案して相当と認める額
4 スライド	印画紙に印画したものの交付	実施機関が実費を勘案して相当と認める額
5 電磁的記録	(1) 用紙(A3判以下の大きさのものに限る。)に出力したものの交付(第3号に該当するものを除く。)	第1項第1号に掲げる額
	(2) 用紙(A3判を超える大きさのものに限る。)に出力したものの交付(次号に該当するものを除く。)	実施機関が実費を勘案して相当と認める額
	(3) 写真に係るものを用紙に出力したものの交付	実施機関が実費を勘案して相当と認める額
	(4) 写しを記録したCD-Rの交付	1枚につき60円
	(5) 写しを記録したDVD-Rの交付	1枚につき90円
	(6) 第7条第1号エ又は第2号ウに規定する記録媒体の交付	実施機関が実費を勘案して相当と認める額
<p>摘要 第1項若しくは第2項に掲げる公文書の写しを交付する場合又は第5項に掲げる公文書を同項第1号から第3号までのいずれかに該当する方法によりその写しを交付する場合において、用紙の両面に印刷し、又は出力してこれらの写しを作成するときにおけるその作成費用の額は、その片面を1枚として算定する。</p>		